

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多可町	加美区山野部集落	令和4年3月15日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.6ha
(備考) 中心経営体を引き受けることが出来ない場合は、農会が農地の受け皿となって作業受託を行う	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

耕地面積24.4ha、農家戸数28戸、平均年齢64歳、水稻を中心に黒大豆は農会が中心になって作付け調整を行っている。各農家が行うべき農作業の役割分担などを定めて地域の農地を守っているが、将来的に農地を貸したい、規模を縮小したい農家が約50%ある。村内の中心経営体の後継者や、村外の中心経営体が農地を借り受けているなど、将来を見据えた新たな担い手の確保が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、村内の中心経営体である認定農業者が担うほか村外の認定農業者とも調整しながら農地集約を行う。また、中心経営体が借り受けできない農地は、農会が作業受託を行うなど農地の受け皿となって農地を守っていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	6.5 ha	水稻	7.0 ha	山野部
認農法	B	麦、黒大豆	1.4 ha	水稻	1.4 ha	奥荒田、山野部
認農	C	水稻、黒大豆	0.6 ha	水稻、黒大豆	1.0 ha	西脇、山野部
認農	D	麦、黒大豆	0.5 ha	水稻	1.0 ha	寺内、山野部
認就	E	水稻、黒大豆、露地野菜	0.8 ha	水稻、黒大豆、露地野菜	1.0 ha	山野部
認農法	F	養鶏	41,000羽	養鶏	45,000羽	山野部
計	6人		9.8 ha		11.4 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

中心経営体へ農地を集積する際には、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

持続的な農業経営が行えるよう農会を中心に獣害防止柵の点検等に取り組む。

水路、農道管理に関する方針

中心経営体の作業軽減を地域で支援できるよう、共同作業として水路管理、農道等の草刈りを実施する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。